20歳になったら国民年金 こんなときは

20歳になった方には、

概

機構から次の書類などが送 付されます。 ね2週間以内に、日本年金

国民年金(第1号被保険 国民年金保険料納付書 者) 加入のお知らせ

国民年金の加入と保険料 のご案内(パンフレット)

制度と学生納付特例制度 保険料の免除・納付猶予

の申請書、返信用封筒

けては、 は、 中に、下記のような被保険 生じやすい時期です。 に届出をしましょう。 者の種別が変更となる場合 特に、 該当する場合は、忘れず 20歳以上60歳未満の加入 届出が必要となります。 3月から4月にか 就職などで変更が

届出をしてください



納付の確認や将来年金を受

給する際に必要ですので、

大切に保管してください。

※20歳になった時点で厚生

年金保険に加入している

(していた)

方、

障害・

方には送付されません。 遺族年金を受給している ます。

年金手帳は、

保険料

年金手帳は別途送付され

■自営業・学生など(国民年金=第1号被保険者)

こんなとき	変更後の 被保険者の種別	届出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員·公務員と結婚し、 扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■会社員·公務員(厚生年金、共済年金など=第2号被保険者)

こんなとき	変更後の 被保険者の種別	届出先
 退職した 	 第1号被保険者 	役場窓口
退職し、すぐ再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員·公務員と結婚し、 扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■会社員·公務員に扶養されている配偶者(第3号被保険者)

こんなとき	変更後の 被保険者の種別	届出先
年収が130万円以上になった	 第1号被保険者 	役場窓口
配偶者が退職して自営業など (第1号被保険者)になった	第1号被保険者	役場窓口
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先